

公立保育所の副食費の考え方について

保育指導課

令和元年7月3日

公立保育所の副食費の考え方について

保育指導課

みだしのことについて、幼児教育・保育の無償化に伴い、公立保育所における副食費については、次のとおりとします。

1 公立保育所の副食費の設定について

金額 4,500円（1人1か月当たり）

2 金額設定の考え方（国の食材料費の取り扱いによる）

- (1) 各施設で設定する徴収額は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定める。
- (2) 2号認定子どもについての副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、各施設で徴収する副食費の額の設定にあたってこの月額4,500円を目安とする。
- (3) 徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。
- (4) 副食費に含まれるものは、副食、おやつ、牛乳、お茶代とする。

3 徴収免除について

- (1) 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- (2) 所得階層にかかわらず第3子以降の子ども
*第3子以降の子どもの算定基準は、年収360万円未満相当は、年齢にかかわらず被監護者の数であり、年収360万円相当以上は小学校就学前である。

4 減額について

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則第6条及び7条に準じて、長期欠席者及び月途中入所・退所者に対応する。

以上